労　働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

神戸運輸監理部最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、神戸内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年神戸海運監理部最低賃金公示第１号）、神戸海上旅客運送業最低賃金（平成９年神戸海運監理部最低賃金公示第２号）及び神戸漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成９年神戸海運監理部最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成 27 年 1 月 29 日

神戸運輸監理部長　安藤　　昇

１．神戸内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金の一部を次のように改正する。

第２項中「うち」を「うち、」に、「基づき」を「基づき、」に改める。

第４項中「241,400円」を「243,350円」に、「224,950円」を「226,900円」に、「182,850円」を「184,750円」に、「173,700円」を「175,450円」に改める。

第５項⑸中「期間毎」を「期間ごと」に改める。

２．神戸海上旅客運送業最低賃金の一部を次のように改正する。

第２項中「うち」を「うち、」に、「基づき」を「基づき、」に改める。

第４項中「238,300円」を「239,600円」に、「177,500円」を「178,300円」に改める。

第５項⑸中「期間毎」を「期間ごと」に改める。

３．神戸漁業（沖合底びき網）最低賃金の一部を次のように改正する。

第１項中「兵庫県の区域」を「神戸運輸監理部の管轄区域」に改める。

第２項中「基づき」を「基づき、」に改め、「指定漁業を定める政令」の下に「（昭和38年政令第６号）」を加える。

第３項中「見習」を「見習い」に、「船員は」を「船員は、」に改める。

第５項中「193,800円」を「196,600円（月払いとする。）」に、「ただし、月払いとする。ここで、」を「この場合において、」に改める。

第６項⑷中「期間毎」を「期間ごと」に改める。

附　則

この公示は、平成27年２月28日から効力を生ずる。

国家試験

平成 26 年航空工場検査員国家試験合格者

航空機製造事業法施行令（昭和27年政令第341号）第３条の規定に基づき平成26年10月16日及び17日に実施した平成26年航空工場検査員国家試験の合格者の受験番号を次のとおり公示する。

平成 27 年 1 月 29 日

経済産業大臣　宮沢　洋一

１．航空機

101002　101008　101013　101016　101017
101018　101020　101027　101031　101033
101034　101037　101038　101039　101044
101045　101046　101049　101051　101056
101058　101062　101075　101076　101078
101081　101082　101083　101088　101091

２．航空機用原動機

102002　102005　102008　102010　102011
102014　102016　102019　102020　102025
102030　102031　102032　102033　102034
102035　102037　102038　102039　102043
102045　102051　102053　102064　102066
102079　102083　102091　102093　102104
102107　102108　102110　102111　102112
102113　102115

３．航空機用プロペラ

103004

４．回転翼

104002　104008　104009　104012　104013
104015　104016

５．降着装置

105003　105004　105007　105009　105012
105018

６．発電機

106001　106002　106004　106006　106009
106010

７．空気調和装置用機器

107001　107002　107003　107005　107007
107008　107009

８．飛行指示制御装置

108001　108010　108011　108012　108015
108018

９．統合表示装置

109003　109004　109005　109009　109011
109012

10．航法用電子計算機

110002　110003　110005　110006　110007
110009　110011　110012　110015　110020
110022　110024　110025　110026　110028
110029　110037　110039　110041　110043
110044

11．レーザージャイロ装置

111002

12．回転翼航空機用トランスミッション

112004　112006

13．ガスタービン発動機制御装置

113001　113002　113004　113005　113006
113007　113008　113009　113010　113012
113014　113015　113017　113019

合格者数　144名

公　告

諸　事　項

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 1 月 29 日

国土交通大臣　太田　昭宏

種類		実施時期	区域	摘要
基盤地図情報	行政区画の境界線及び代表点、道路縁、軌道の中心線、標高点、海岸線、水涯線、建築物の外周線、市町村の町若しくは字の境界線及び代表点、測量の基準点、街区の境界線及び代表点	平成27年	全国	平成27年１月版

備考　地図の提供開始日　平成27年１月30日

上記の基盤地図情報は、測量法第27条２項及び地理空間情報活用推進基本法第18条２項に基づき、インターネットによる無償提供を行う。

種類	実施時期	地域（図名）	縮尺レベル	摘要
国土広域情報データベース	平成27年	（注１）	20万レベル	
電子地形図20万	〃	（注１）	〃	

備考　地図の提供開始日　平成27年１月30日

上記は、測量法第27条第２項に基づき、インターネットによる提供を行う。

ただし、国土広域情報データベースは「数値地図（国土基本情報20万）」として提供を行う。

（注１）　剣山
田辺
徳島
和歌山
姫路
鳥取
長岡
新潟
相川
村上